

## 暮らしの豆知識



## クーリング・オフって何？

クーリング・オフとは**Cooling Off (頭を冷やす)**という意味です。  
例えば、電話勧誘販売や訪問販売で、「買うつもりはなかったけれど、断りきれなくて契約してしまった…」といった経験はありませんか？

このような時、「この契約、本当に必要な？」と**消費者が頭を冷やして考える期間を置き、その期間内であれば契約を無条件に解除できるというものです。**

クーリング・オフは、電話勧誘販売や訪問販売などの不意打ち的な取引や、マルチ商法などの複雑な取引に設けられています。

期間は、**契約書(または申込書)を受け取った日を1日目として数えます。**  
電話勧誘販売や訪問販売の場合は**書面を受け取ってから8日間**、マルチ商法の場合は**20日間**です。

クーリング・オフができる取引は様々あります。(※通信販売はクーリング・オフできません。)  
契約のトラブルにあった場合は、1人で悩まず早めに相談してくださいね。

- 八峰町消費生活相談窓口(産業振興課) TEL:0185-76-4605  
E-mail:sangyo@town.happou.akita.jp
- 秋田県生活センター北部消費生活相談室 TEL:0186-45-1040

今回は、クーリング・オフができる取引にはどんなものがあるかお知らせします！



## チェーンソー作業従事者特別教育修了者に対する「補講」の開催案内(大径木等の処理業務)



平成31年2月12日、伐木等作業に係る労働安全衛生規則が改正され、同規則第36条第8号または8号の2に掲げる業務(伐木等作業)に就くには、新たな特別教育を修了しなければなりません。

なお、これまでの修了者(令和2年7月まで)については、次の補講を受講することにより新たなカリキュラムの講習を省略することができます。

「補講」を受講されていない方は、お申し込みください。

### 1. 旧特別教育修了者に対する科目の省略による「補講」講習の内容

補講の区分	対象者	補講時間
イ	労働安全衛生規則第36条第8号の修了者 (旧チェーンソー作業等の講習)	学科:2時間 実技:0.5時間

### 2. 補講の期日、会場等

回数	期日	会場	募集人員
R3-1	4月28日(水) 9:30~12:00	秋田市河辺戸島字上祭沢38-4 森林学習交流館「プラザクリプトン」 ☎018-882-4821	先着50名
R3-2	4月28日(水) 13:30~16:00		先着50名

### 3. 申込方法等

申込用紙は、開催期日の2週間前までに「林業労働安全協会秋田県支部」(秋田市東通二丁目7番35号 社団法人秋田県木材会館内)に送付してください。

(期日に遅れそうな場合は送付先にご相談ください。☎018-837-7762)

受講料は、6,050円(テキスト代・消費税含む、ただし当支部会員は4,950円)です。

申込用紙等、詳しくは「林業労働安全協会秋田県支部」ホームページ

(URL [http://rinsai\\_akita.la.coocan.jp/](http://rinsai_akita.la.coocan.jp/))をご確認ください。



## 税務会計課・福祉保健課からのお知らせ

●令和3年度の税および保険料の納期限は下記のとおりです。

担当課	納期月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
	納期限	5月31日	6月30日	8月2日	8月31日	9月30日	11月1日	11月30日	12月28日	1月31日	2月28日
税務会計課	軽自動車税	1期									
	固定資産税	1期		2期		3期			4期		
	町県民税(普通徴収)		1期		2期		3期			4期	
福祉保健課	国民健康保険税			1期	2期		3期	4期	5期		6期
	介護保険料(普通徴収)			1期	2期	3期	4期	5期	6期		
	後期高齢者医療保険料(普通徴収)			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

納税は口座振替が便利です

### Q. 手続きはどこで出来ますか？

下記金融機関窓口で手続きできます。「口座振替依頼書」は各金融機関の窓口に置いてありますので、必要事項を記入の上、提出してください。(通帳の届出印が必要になります。)

——— 手続き可能な金融機関 ———

岩館郵便局、八森郵便局、東八森郵便局、埴川郵便局、峰浜郵便局、秋田銀行八森支店、JA八峰支店、能代市内金融機関各支店

### Q. 申込の時期は？

いつでも大丈夫です。「口座振替依頼書」を金融機関に提出してから2週間程度で手続きが完了したのち、「口座振替登録完了のお知らせ」を送付します。なお、税の振替日は各税目の納期限の日となります。

※税金のほかに、上下水道料などの各種公共料金も同時に申込みことが出来ます。是非ご利用ください。

■ 問合せ先 税について…税務会計課 ☎76-4604 保険料について…福祉保健課 ☎76-4608

## 就学援助制度のご案内



町では、経済的な理由によって就学が困難と認められるお子さまの保護者に対して、学用品費、給食費などの就学するうえで必要な経費の一部を援助する制度があります。

- 対象者** 町に住所があり、町内の小中学校に通うお子さまのいる世帯で、下記のいずれかに該当する世帯
  - ①生活保護を受けている方
  - ②町の審査を経て、生活保護を受けている方に準ずる程度に困窮していると認定された方
- 援助内容** 学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費、オンライン学習通信費
- 申請方法** 所定の申請書により学校教育課(八峰町文化交流センター「ファガス」2F)へ申請してください。  
※学校経由の申請もできます。申請書は学校教育課および各学校にあります。
- 申請期間** 4月1日から受け付けます。5月31日までに申請し、認定された方は、4月分からの援助開始となります。※6月1日以降に申請された方は、申請された月分から援助開始の対象となります。
- 援助費の支給** 認定・不認定の決定については、後日通知します。また認定が決定した場合、援助費は申請者名義の口座へ直接振り込まれます。(保護者が学校長へ援助費の受領を委任し、各学校へ直接支給することもできます。)
- その他**
  - ・前年度に認定された方も申請の手続きが必要(毎年度申請)となります。
  - ・令和3年1月1日現在、町に住所がない方は令和2年分の所得を証明する書類が必要です。

■ 問合せ先 八峰町教育委員会 学校教育課 学校教育総務係 ☎77-2816